畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律関係事務実施要綱

岡山県農林水産部長通知
制　　定　令和４年　４月１日　畜　第２２号
最終改定　令和５年 11 月１日　畜　第 559 号

第１　趣旨

この要綱は、本県畜産業の健全な発展のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号。以下「法」という。）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号。以下「主務省令」という。）及び農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省令第 69 号。以下「農林水産省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要綱における用語の意義は、法、主務省令及び農林水産省令に定めのあるものについては、その定めによるものとする。

第３　接道認定の手続き

都市計画区域及び準都市計画区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第２項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域という。）内において、主務省令第 48 条第２項の規定による認定を受ける場合の手続は次のとおりとする。

１　主務省令第 48 条第２項による認定申請手続

（１）認定の申請は、**様式第１号**による申請書（以下「認定申請書」という。）の正本１通及び副本２通に、（３）に掲げる図書を添えて、法第３条において認定を受けようとする当該畜舎の工事施工地又は所在地を管轄する県民局農畜産物生産課へ提出するものとする。

（２）主務省令第 48 第第２項による認定を受けようとする者（申請者）は、次のとおりである。

ア　畜舎建築利用計画を作成し、認定を受けようとする者

イ　アに係る申請において法第３条第４項第２号及び第３号並びに農林水産省令第４条に該当しない者

ウ　当該畜舎の工事施工地又は所在地を管轄する市町村に、畜舎等の建築に係る事前相談を行っている者

ただし、代理者によって申請を行う場合は、**様式第２号**を提出することとする。

（３）認定申請書に添付する図書は、**別表１**のとおりとし、その敷地を管轄する特定行政庁から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第２項第２号の規定による許可を既に受けている場合は、その許可証の写しとする。

２　県民局の事務処理

県民局は、認定申請書の提出があった場合には、次により事務処理することとする。

（１）県民局は、認定申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付図書について確認するとともに、第３の１（１）の副本を添えて市町村へ意見照会する。

（２）県民局は、市町村の意見照会に係る事務が適正かつ迅速に処理されるよう、認定申請書の提出があった時点で市町村の担当部局に連絡を行い、市町村と連携して実情を確認することとする。

なお、この場合において、認定申請書の記載事項又は添付図書に不備があるときは、これらの補正又は追完を求めるものとする。

（３）県民局は、市町村からの意見、建築予定畜舎の工事施工地又は所在地近隣の状況及び建築基準法第 43 条第２項第１号又は第２号の規定による周辺敷地の他の建築物に関する接道の認定・許可の状況について、特定行政庁へ確認した結果等を踏まえ、知事へ送付する。

３　畜産課の事務処理

（１）知事は、県民局から２の規定よる確認が行われた認定申請書の送付があった場合は、市町村、県民局の意見を参考の上、「**畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第 48 条第２項の規定に関する認定基準**」により、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかどうか判定する。

（２）知事は、（１）の判定によりその申請の認定又は不認定を決定した場合は、**様式第４号**又は**第５号**による通知書に第３の１（１）の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するとともに、県民局を通じてその内容を申請に係る工事施工地又は所在地を管轄する市町村に通知する。

４　標準的な事務処理期間

第３に係る標準的な事務処理期間は１６日とする。

第４　畜舎建築利用計画の認定

畜舎建築利用計画の認定を受ける場合の手続は次のとおりとする。

１　畜舎建築利用計画の認定申請

（１）特例畜舎等（主務省令第 94 条第 1 項第 3 号に規定する床面積 3,000 ㎡以下）

申請に係る畜舎等が、特例畜舎等である場合にあっては、主務省令第 64 条第１項の規定による申請書（以下、「畜舎建築利用計画認定申請書」という。）を書面で当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する県民局農畜産物生産課に提出する。

（２）特例畜舎等以外の畜舎（主務省令第 94 条第 1 項第 3 号に規定する床面積 3,000 ㎡超）

ア　申請に係る畜舎等が、特例畜舎等以外の畜舎等である場合にあっては、畜舎建

築利用計画申請前に、畜舎建築利用計画の認定を受けようとする者（申請者）において、主務省令第 67 条の規定による建築基準法第 77 条の 58 第１項の登録を受けた建築基準適合判定資格者又は指定確認検査機関に技術基準等事前審査を依頼し、適合証の交付を受けるものとする。

イ　アによる適合証の交付を受けた場合は、畜舎建築利用計画認定申請書を書面で当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する県民局農畜産物生産課に提出する。

（３）畜舎建築利用計画の認定を受けようとする者（申請者）であって、主務省令第 64 条第１項第４号の規定により代理者によって申請を行うものは、**様式第６号**を提出すること。

（４）　畜舎建築利用計画認定申請書に添付する図書

ア　特例畜舎等

(ｱ)主務省令第 64 条第１項３（イ）に規定する図書

(ｲ)本要領第３の規定による接道の認定を受けている場合は、認定書の写し

(ｳ)代理者によって申請を行う場合は、様式第６号

イ　特例畜舎等以外の畜舎等

(ｱ)主務省令第 64 条第１項３（ロ）に規定する図書

(ｲ)本要領第３の規定による接道の認定を受けている場合は、認定書の写し

(ｳ)本要領第４の１（２）アに規定する適合証

(ｴ)代理者によって申請を行う場合は、**様式第６号**

２　県民局の事務処理

畜舎建築利用計画認定申請書の提出があった場合には、次により事務処理することとする。

（１）県民局は、畜舎建築利用計画認定申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付図書について確認するとともに、第４の１（１）の写しを添えて市町村及び特定行政庁等を含む関係機関（以下「関係機関等」という。）にア及びイについて意見照会する。

ア　敷地の確認（関係機関等）　　**様式第７号**

イ　法令遵守状況の確認（関係機関等）　**様式第８号**

（２）県民局は、関係機関等の意見照会に係る事務が適正かつ迅速に処理されるよう、畜舎建築利用計画認定申請書の提出があった時点で関係機関等の担当部局に連絡を行い、連携して実情を確認することとする。

なお、この場合において、申請者からの申請書の記載事項又は添付図書に不備があるときは、これらの補正又は追完を求めるものとする。

（３）県民局は、関係機関等からの意見を踏まえ、知事へ送付する。

ただし、特例畜舎等以外の畜舎で事前に確認を行った場合は、様式第７号の提出

は不要とする。

３　畜産課の事務処理

（１）特例畜舎等の場合

ア　知事は、県民局から畜舎建築利用計画認定申請書の送付があった場合は、関係機関等及び県民局の意見を参考の上、当該畜舎建築利用計画が法第３条第３項及び第４項に適合するかどうかを判定する。

イ　知事は、認定又は不認定を決定した場合は、県民局を通じて通知書の写し及びその内容を申請に係る工事施工地又は所在地を管轄する市町村に通知するものとするとともに、管轄する消防署へ情報提供を行う。

ウ　知事は、アにより認定した場合は、認定した旨を畜産課のホームページに公表するものとする。

また、認定畜舎等の状況を把握するため、**様式第９号**による認定台帳を整備する。

（２）特例畜舎等以外の畜舎等の場合

ア　知事は、建築基準法第 77 条の 58 第１項の登録を受けた建築基準適合判定資格者又は指定確認検査機関から技術基準等審査依頼案件報告があった場合は、申請後に技術審査以外の項目により畜舎建築利用計画が不適合となることを避けるため、認定対象案件であるか確認を行う。

イ　知事は、県民局から畜舎建築利用計画認定申請書の送付があった場合は、関係機関等、県民局の意見を参考の上、畜舎建築利用計画が法第３条第３項及び第４項に適合するかどうか判定する。この場合、畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する法律や設計者の確認のため、畜産課は判定に当たり、土木部都市局建築指導課に合議を行う。

また、法第３条第５項の規定により、申請に係る工事施行地又は所在地を管轄する消防署の同意の手続を行う。

ウ　知事は、認定又は不認定を決定した場合は、県民局を通じて通知書の写し及びその内容を申請に係る工事施工地又は所在地を管轄する市町村に通知するものとする。

エ　知事は、イにより認定した場合は、認定した旨を畜産課のホームページに公表するものとする。なお、法第３条第６項、法第 16 条第３項及び主務省令第 72 条第５項に定める公表の方法についても同様とする。

また、認定畜舎等の状況を把握するため、**様式第９号**による認定台帳を整備する。

第５　認定を受けた畜舎建築利用計画の変更

１　畜舎建築利用計画の変更の認定申請

主務省令第 72 条の規定により、畜舎建築利用計画の変更の認定の申請をしようとする場合の手続は、第４に規定する手続を準用する。

この場合において、第４の１（４）中「主務省令第 64 条」とあるのは、「主務省令第 72 条」と読み替える。

主務省令第 72 条第５項に定める公表の方法については、畜産課のホームページに公表するものとする。

２　畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更

（１）畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出

法第４条第２項の規定による軽微な変更を行う場合は、主務省令第 73 条第 2 項に規定する届出書を認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する県民局に提出する。

ただし、申請者が軽微な変更であると判断し、工事を進めた後に畜舎建築計画の変更認定が必要であった場合は、手続上法令に違反することとなることから、その取扱いについて疑義がある場合は、利用計画に係る変更内容が確定後、認定計画実施者において、適合証の交付を受けた建築基準適合判定資格者又は指定確認検査機関に「畜舎建築利用計画の認定に係る軽微な変更該当証明」を事前に依頼し、証明書の交付を受けるものとする。

軽微な変更の場合は、変更に係る工事着手前に変更認定を受ける必要はなく、法第６条第１項及び主務省令第 75 条に規定する工事完了の届出又は主務省令第 76 条に規定する仮使用の認定の申請前までに届出をするものとする。

（２）県民局の事務処理

ア　県民局は、認定計画実施者から軽微な変更に係る事前相談があった場合、主務省令第 73 条に規定する軽微な変更であることが明らかなときを除き、知事にその内容を送付するものとする。

イ　県民局は、知事からの通知により第５の１による申請を行うよう、申請者を指導する。

ウ　県民局は、第５の２に係る届出があった場合は、軽微な変更であることを確認し、知事へ送付する。

（３）畜産課の事務処理

ア　知事は、県民局から第５の２（２）アの事前相談があった場合、畜産課は判定に当たり、土木部都市局建築指導課に協議を行う。協議の結果、軽微な変更に当たることが明らかとなった時は、その旨を県民局に通知することとする。一方、その判定をしがたい場合は、適合証の交付を受けた建築基準適合判定資格者又は指定確認検査機関の「畜舎建築利用計画の認定に係る軽微な変更該当証明」が必要である旨を県民局を通じて、認定計画実施者に伝える。

イ　知事は、県民局から第５の２（２）ウの届出の送付があった場合は、受理するものとする。

第６　工事完了の届出

１　県民局は、工事完了の届出があった場合は、第４の２で意見を照会した市町村に届出の写しを送付するとともに、知事へ送付する。

なお、この場合において、届出書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めるものとし、補正又は追完が完了していない間に当該認定畜舎等を使用する場合は、仮使用の認定を要する。

２　知事は、県民局から工事完了の届出の送付があった場合は、受理するものとする。

３　代理者によって届出を行う場合は、**様式第 10 号**を提出することとする。

第７　仮使用の認定

１　仮使用の認定の申請

（１）認定畜舎等（特例畜舎等を除く。）において、畜舎建築利用計画の認定又は技術基準等の審査を要する利用計画の変更認定を受けた者は、認定畜舎等の建築等の工事が完了する前に使用しようとする場合は、法第６条第２項及び主務省令第 76 条の規定による仮使用認定申請書に添付書類を添えて、書面で当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する県民局に提出する。

（２）仮使用の認定申請書に添付する図書

主務省令第 76 条に規定する図書

２　県民局の事務処理

（１）県民局は、仮使用の認定の申請があったときは、その記載事項及び添付書類について確認するとともに、「**仮使用に係る認定基準**」について、現地の状況を確認することとする。

なお、この場合において、申請者からの申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めるものとする。

（２）県民局は、現地の状況を踏まえ、知事へ送付する。

３　畜産課の事務処理

（１）知事は、県民局から仮使用認定申請書の送付があった場合は、県民局の意見を参考の上、仮使用に係る認定基準に適合するかどうか判定する。

ただし、工事中の安全上、防火上又は避難上講じられる措置について、支障がないかどうか疑義がある場合、畜産課は判定に当たり消防機関に相談し、判定するものとする。

（２）仮使用を認定する期間は工事工程を勘案し必要最低限とし，原則として３年以内とする。

（３）知事は、判定によりその申請の認定した場合は、法第６条第２項及び主務省令第76条の規定による仮使用認定通知書を申請者に交付するものとする。

また、判定によりその申請を不認定した場合は、畜舎建築利用計画の不認定通知書を参考に通知書を申請者に交付するものとする。

知事は、認定又は不認定を決定した場合は、県民局に通知書の写しを送付するものとする。

第８　標準的な事務処理期間

（１）第４の１（１）に係る標準的な事務処理期間は21日とする。

（２）第４の１（２）に係る標準的な事務処理期間は56日とする。

（３）第７の１に係る標準的な事務処理期間は11日とする。

第９　申請の取下げ

法第３条第１項の認定、法第４条第１項の変更の認定、主務省令第76条の規定による認定又は主務省令第48条第２項の規定による認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、**様式第11号**による届出書を知事に提出しなければならない。

第10　認定畜舎等の利用状況の報告

令和４年度から令和６年度に認定された認定畜舎等に係るものについては、令和７年９月30日までに県民局を通じて知事に報告するものとし、その後は５年毎に報告するものとする。

第11　電子申請

本申請に係る事務手続きは、県民局を含め、市町村を含む関係機関との往復文書が必要なことから、当面の間、電子申請での受付は行わないこととする。

第12　その他

主務省令第48条第２項の規定に関する認定基準について、主務省令第48条第１項に規定する道路が水路等（幅１メートル超の場合）で分断されている場合であって、水路管理者により占用許可等を得て、幅２メートル以上の架橋等を設置している場合は適用しない。

（附則）
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
（附則）
１　この要綱は、令和４年８月１日から施行する。
（附則）
１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
（附則）
１　この要綱は、令和５年11月１日から施行する。